

相模原市公共交通支援金について

相模原市ではコロナ禍により、大幅に利用者が減少している状況においても、感染拡大防止対策を講じながら、公共交通として市民の日常生活における移動手段を維持確保している交通事業者に対して、相模原市公共交通支援金を交付し、運行の継続を支援します。

なお、対象事業者には10月中旬を目処に周知を図ります。

1 対象事業者

- (1) 市内に営業所を有している路線バス事業者
- (2) 市内に営業所がない路線バス事業者のうち、市内を運行するバス路線を有する路線バス事業者
- (3) 市内に営業所のある路線バス事業者のうち、市が指定する生活交通維持確保路線を有する路線バス事業者
- (4) 市内に営業所（個人事業主においては住所）を有しており、かつ、市内を営業区域としているタクシー事業者

2 対象要件

- (1) 令和2年4月1日時点で営業をしていること
- (2) 新型コロナウイルス感染症防止対策に資する取組を実施していること
- (3) 市公共交通支援金の申請日以降も事業を継続する意思があること

3 支援金額

対象事業者	交付額
1 (1) 又は (2) に該当する者	バス車両1台につき 54,000 円
1 (3) に該当する者	22,000,000 円
1 (4) に該当する者	タクシー車両1台につき 10,000 円

4 申請期間

令和2年10月16日（金）から12月31日（木）まで（予定）

問合せ先

都市建設局 まちづくり計画部 交通政策課

電話 042-769-8249